

令和3年3月10日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～岩手県における大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し～
（令和2年7月2日付けお知らせ関連）

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、「平成28年（2016年）熊本地震」、「令和元年東日本台風（台風第19号）」の影響を考慮し、一部の市町村では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町村では、令和3年3月16日13時（日本時間）をもって大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。

記

○岩手県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）
全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

大雨警報（浸水害）・大雨注意報の暫定基準を適用した運用を終了する市町村
釜石市

洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了する市町村
釜石市、大槌町

以上

【参考】宮城県、福島県、熊本県の暫定基準の適用状況

宮城県、福島県及び熊本県については、今回は変更ありません。各県において、現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

○宮城県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）

洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を継続する市町村

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町

○福島県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震および令和元年東日本台風）

大雨警報（浸水害）・注意報の暫定基準を適用した運用を継続する市町村

南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を継続する市町村

福島市、伊達市、桑折町、郡山市、本宮市、鏡石町、白河市、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、相馬市、新地町、広野町、檜葉町、葛尾村、いわき市、郡山市湖南、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

○熊本県（平成 28 年（2016 年）熊本地震）

洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を継続する市町村

益城町